

福岡県公報

令和 4 年 3 月 4 日
第 279 号

目 次

告 示 (第176号 - 第185号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	6

○令和 4 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について	(建築指導課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○特定農業用ため池の指定の解除	(農村森林整備課) ……………	7
選挙管理委員会		
○政治団体の令和 2 年度分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課)	……………	7
監 査 委 員		
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	9
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	25
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	28
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	32
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	39
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	43
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	47
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	51
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	55
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	58
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	64
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	67
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	70
公安委員会		
○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) ……………	75

告 示

福岡県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年1月福岡県告示第211号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
おいわ	八女市星野村（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年1月福岡県告示第212号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
おいわ	八女市星野村（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
おいわ川	八女市星野村小原（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	浮羽草野線 久留米	久留米市田主丸町中尾1415番1先から 久留米市田主丸町中尾1405番3先まで

福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	壱町原白口線	久留米市三潞町玉満3563番1先から 久留米市三潞町玉満3560番1先まで

福岡県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八女	442号	八女市黒木町湯辺田321番4先から 八女市黒木町湯辺田259番3先まで

福岡県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	瀬 高 久留米 線	久留米市荒木町白口1621番1先から 久留米市荒木町白口1623番1先まで

福岡県告示第183号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成12年12月4日農林水産省告示第1496号

- 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第184号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字椎原字辻861の56（次の図に示す部分に限る。）、字長畑923の12・923の24（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 指定の目的

土砂の流出の防備

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	豆田築線 稲築線	嘉麻市岩崎1321番1先から 嘉麻市岩崎1316番2先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
春日市桜ヶ丘四丁目28番1及び28番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区和田四丁目16番1号
社会福祉法人 徳和会

理事長 佐藤 耕造

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市大門字大門口41番1及び41番3から41番10まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区北原一丁目4番14号
株式会社九大学研不動産
代表取締役 森 和義

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字阿恵字野中192番6から192番9まで及び192番23から192番32まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字阿恵304番地
合同会社 I・M・T
代表社員 田郷 一郎
糟屋郡粕屋町大字阿恵221番地2
藤野 英士

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市大字垣生字十王670番2、670番10から670番20まで、670番22から670番29まで、670番31及び694番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区則松三丁目1636番地5
有限会社東筑開発
取締役 白川 大輔

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町戸原東二丁目97番2、98番1、98番4から98番6まで、98番11及び98番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区野間三丁目15番1号
社会福祉法人 来福
理事長 丸山 貴裕

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市川久保二丁目20番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市川久保三丁目12番44号
安河内 ツギ

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営経営体育成基盤整備事業における基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川郡福智町伊方地区	令和 4 年 1 月 7 日から 令和 4 年 3 月 18 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
篠栗町大字萩尾地内	令和 4 年 2 月 14 日から 令和 4 年 2 月 28 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、GNSS水準測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
那珂川市大字西畑	令和 4 年 2 月 1 日

公告

令和 4 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

二級建築士試験にあつては令和 4 年 7 月 3 日現在、木造建築士試験にあつては令和 4 年 7 月 24 日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）によ

る中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者

- (2) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（令和元年12月福岡県告示第537号）により受験資格を認められた者
- (3) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

- ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。
- イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに令和 2 年及び令和 3 年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。
- ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和 4 年 7 月 3 日（日曜日） 午前10時10分～午後 5 時20分	福岡市東区和白東 3 - 30 - 1 福岡工業大学
設計製図の試験	令和 4 年 9 月 11 日（日曜日） 午前11時00分～午後 4 時00分	福岡市東区香住ヶ丘 1 - 1 - 1 福岡女子大学 福岡市博多区博多駅前 2 - 9 - 28 福岡商工会議所

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和 4 年 7 月 24 日（日曜日） 午前10時10分～午後 5 時20分	福岡市早良区西新 6 - 2 - 92 西南学院大学
設計製図の試験	令和 4 年 10 月 9 日（日曜日） 午前11時00分～午後 4 時00分	福岡市東区香住ヶ丘 1 - 1 - 1 福岡女子大学

3 受験の申込手続

原則としてインターネットによる受験申込のみとする。詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）を確認すること。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和 4 年 4 月 1 日（金曜日）～同月 14 日（木曜日）	受付開始日の午前 10 時 00 分～受付終了日の午後 4 時 00 分

インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、別途受付方法を案内するので、令和 4 年 4 月 6 日（水曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話 050-3033-3822）まで問い合わせること。

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者は令和 4 年 8 月 23 日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者は同年 9 月 6 日（火曜日）頃、最終合格者は同年 12 月 1 日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話 050-3033-3822）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話 092-441-1867）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町宇美東二丁目 1670 番 1、1670 番 3 から 1670 番 30 まで、1673 番 1、1673 番 12 から 1673 番 25 まで並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
松原池	福岡市東区和白東一丁目 1438 番地 1	令和 4 年 2 月 17 日
於岩ヶ原池	福岡市城南区大字梅林字於岩ヶ原 661 番地 外 2 筆	令和 4 年 2 月 17 日
牟田池	福津市勝浦字牟田 1 番 1	令和 4 年 2 月 17 日
足形ため池	久留米市諏訪野町字四反田 1573 番 2 外	令和 4 年 2 月 17 日
梅ノ木谷池	田川郡赤村大字赤字梅ノ木谷 2345 番地 外	令和 4 年 2 月 17 日
石浦池	田川郡赤村大字赤字石浦 1478 番地	令和 4 年 2 月 17 日
三角池	田川郡赤村大字赤福岡寺 3209 番地	令和 4 年 2 月 17 日
十蔵谷池	田川郡大任町大字大行事字東白土 2635	令和 4 年 2 月 17 日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第 12 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支報告書について、公明党北九州総支部、自由民主党福岡県第五選挙区支部、鬼木誠後援会及び藤本顕憲君を支援する南山会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき公表した令和 2 年分収支報告書の要旨（令和 3 年 11 月福岡県選挙管理委員会告示第 160 号）の一部を、次のとおり改める。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

令和 2 年分収支報告書の要旨中、公明党北九州総支部の項を次のとおり改める。

1 公明党北九州総支部	
報告年月日	03.02.04
1 収入総額	35,929,437
前年繰越額	3,854,893
本年収入額	32,074,544
2 支出総額	11,868,653
3 本年収入の内訳	
寄附	22,390,900
個人分	22,340,900
団体分	50,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,780,000
令和 2 年賞詞交歓会	3,780,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	5,903,608
公明党福岡県本部	5,903,608
その他の収入	36
一件十万円未満のもの	36
4 支出の内訳	
経常経費	3,322,202
人件費	1,133,353
光熱水費	110,894
備品・消耗品費	176,754
事務所費	1,901,201
政治活動費	8,546,451
[うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出]	1,097,425
組織活動費	946,136
選挙関係費	393,127
機関紙誌の発行その他の事業費	6,091,228
宣伝事業費	2,502,551
政治資金パーティー開催事業費	3,588,677
寄附・交付金	1,115,960
5 寄附の内訳	
[個人分]	
清水 春実	100,000 北九州市八幡西区
松田 伸一	100,000 北九州市戸畑区
山口 弘子	60,000 北九州市小倉北区
柳田 信子	100,000 北九州市小倉北区
仮水 美保	100,000 北九州市小倉南区
渡辺 賢士	100,000 北九州市小倉南区
杉原 ヒロ子	100,000 北九州市小倉北区
杉原 智一郎	100,000 北九州市小倉北区
池田 奈々美	100,000 北九州市八幡西区
年間五万円以下のもの	21,480,900
[団体分]	
年間五万円以下のもの	50,000

令和 2 年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第五選挙区支部の項を次のとおり改める。

99 自由民主党福岡県第五選挙区支部	
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	原田 義昭
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	03.05.13
1 収入総額	30,856,586
前年繰越額	9,461,029
本年収入額	21,395,557
2 支出総額	23,024,206
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	(1016人) 945,450
寄附	6,950,000
個人分	5,400,000
政治団体分	1,550,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	13,500,000
自由民主党本部	13,000,000
自由民主党福岡県支部連合会	500,000
その他の収入	107
一件十万円未満のもの	107

4 支出の内訳	
経常経費	9,952,334
光熱水費	531,509
備品・消耗品費	3,035,573
事務所費	6,385,252
政治活動費	13,071,872
[うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出]	1,700,000
組織活動費	83,809
機関紙誌の発行その他の事業費	11,257,227
宣伝事業費	11,257,227
調査研究費	30,836
寄附・交付金	1,700,000
5 寄附の内訳	
[個人分]	
原田 義昭	4,800,000 大宰府市
清水 周	300,000 東京都世田谷区
岡田 唯洋	300,000 神奈川県秦野市
[政治団体分]	
日本医師連盟	500,000 東京都文京区
全友会	1,000,000 東京都千代田区
年間五万円以下のもの	50,000

令和 2 年分収支報告書の要旨中、鬼木誠後援会の項を次のとおり改める。

6 鬼木誠後援会	
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	鬼木 誠
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	鬼木 誠
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	03.05.31
1 収入総額	65,791,888
前年繰越額	11,149,997
本年収入額	54,641,891
2 支出総額	41,648,651
3 本年収入の内訳	
寄附	8,204,400
個人分	5,204,400
政治団体分	3,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	46,429,500
パワーランチセミナー2020WINTER	5,480,000
政経フォーラムIN東京 1	3,060,000
第18回政経フォーラム	11,250,000
政経フォーラムIN東京 2	3,320,000
政経フォーラムIN東京 3	4,000,000
パワーランチセミナー2020AUTUMU	6,180,000
第19回政経フォーラム	12,550,000
おにきまこと政治塾	252,000
鬼木誠を大きく育てる会	68,000
育誠会	269,500
その他の収入	7,991
一件十万円未満のもの	7,991
4 支出の内訳	
経常経費	23,180,967
人件費	13,562,650
光熱水費	286,465
備品・消耗品費	5,119,401
事務所費	4,212,451
政治活動費	18,467,684
組織活動費	5,750,996
機関紙誌の発行その他の事業費	9,621,222
機関紙誌の発行事業費	1,948,767
宣伝事業費	1,868,668
政治資金パーティー開催事業費	5,255,462
その他の事業費	548,325
調査研究費	95,466
寄附・交付金	3,000,000
5 寄附の内訳	
[個人分]	
鬼木 彬	500,000 福岡市中央区
鬼木 誠	4,500,000 福岡市中央区
年間五万円以下のもの	204,400
[政治団体分]	
近未来政治研究会	2,000,000 東京都千代田区

日本医師連盟	1,000,000	東京都文京区	
6 特定パーティーの概要			
第18回政経フォーラム	11,250,000	562人	福岡市中央区
第19回政経フォーラム	12,550,000	627人	福岡市中央区
7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			
第18回政経フォーラム			
〔団体からの対価の支払〕			
医療法人 つくし会病院	400,000		大野城市

令和 2 年分収支報告書の要旨中、藤本顕憲君を支援する南山会の項を次のとおり改める。

384 藤本顕憲君を支援する南山会			
資金管理団体の届出をした者の氏名	藤本 顕憲		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	指定市議福岡		
報告年月日	03.02.17		
1 収入総額	8,892,312		
前年繰越額	3,192,026		
本年収入額	5,700,286		
2 支出総額	5,909,687		
3 本年収入の内訳			
機関紙誌の発行その他の事業による収入	4,857,890		
其他催物事業	338,000		
2020年秋第40回福岡市議会議員藤本顕憲君を囲む会	4,519,890		
その他の収入	842,396		
一件十万円未満のもの	842,396		
4 支出の内訳			
経常経費	4,326,336		
人件費	551,840		
備品・消耗品費	775,400		
事務所費	2,999,096		
政治活動費	1,583,351		
組織活動費	105,597		
機関紙誌の発行その他の事業費	1,337,002		
宣伝事業費	266,916		
政治資金パーティー開催事業費	680,600		
その他の事業費	389,486		
調査研究費	140,752		
5 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			
2020年秋第40回福岡市議会議員藤本顕憲君を囲む会			
〔個人からの対価の支払〕			
八頭司 正典	300,000		福岡市中央区

監 査 委 員

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について」を総務部防災危機管理局等19機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 4 日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

令和3年度

行政監査結果報告書

(大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について)

福岡県監査委員

目次

第1 監査概要	1
1 行政監査のテーマ	1
2 テーマ選定の理由	1
3 監査対象物資及び監査対象機関	1
4 監査の実施期間	3
5 監査の実施方法	3
6 監査の着眼点	3
第2 監査結果及び意見	4
1 物資の備蓄が適正に行われているか	4
2 保管場所が適切に確保されているか	7
3 物資の管理が適切に行われているか	10
4 福岡県災害対策本部用備蓄物資について	12
5 まとめ	13

第1 監査概要

1 行政監査のテーマ

大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について

2 テーマ選定の理由

近年、大規模な地震が全国で頻発しており、九州でも平成17年の福岡県西方沖地震や平成28年の熊本地震により甚大な被害が生じている。また、気候変動の影響により、平成29年7月九州北部豪雨や令和2年7月豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化しており、災害対策の重要性がますます高まっている。

このため、大規模災害発直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材について、本県における備蓄・管理状況を検証し、県民の安全・安心の確保に資するもの。

3 監査対象物資及び監査対象機関

(1) 監査対象物資

県が備蓄する発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材

(2) 監査対象機関

監査の実施に先立って、災害対策本部を構成する機関等（174機関）を対象に災害時用物資の備蓄・管理状況に関する予備調査を実施したところ、計159機関において備蓄・管理が行われていることが判明した。

【表1】行政監査予備調査の結果

部局名	対象機関数	備蓄・管理機関数		合計
		本庁	出先機関	
秘書室・総務部	9	9	0	9
企画・地域振興部	9	9	0	9
人づくり・県民生活部	4	4	0	4
保健医療介護部	18	9	9	18
福祉労働部	9	9	0	9
環境部	4	4	0	4
商工部	9	9	0	9
農林水産部	20	14	6	20
県土整備部	22	10	12	22
建築都市部	9	8	1	9
会計管理局	1	1	0	1
企業局	1	1	0	1
教育委員会	17	0	2	2
警察本部	42	1	41	42
合計	174	88	71	159

(参考)対象機関
 知事部局・教育委員会：福岡県災害対策本部の組織に該当する機関
 警察本部：福岡県警察災害警備基本計画に該当する機関

災害対策本部を構成する機関等（174機関）の中から、対象物資の所管機関*（2機関）、備蓄拠点の管理機関*（7機関）、応急対策を実施する機関のうちから10機関、教育委員会と警察本部からそれぞれ1機関、合計19機関を、その果たすべき役割の重要性を踏まえ監査対象機関に選定した。

* 防災危機管理局及び福祉総務課は、物資の所管機関と備蓄拠点の管理機関の両方に該当するためそれぞれ1機関として計上した。

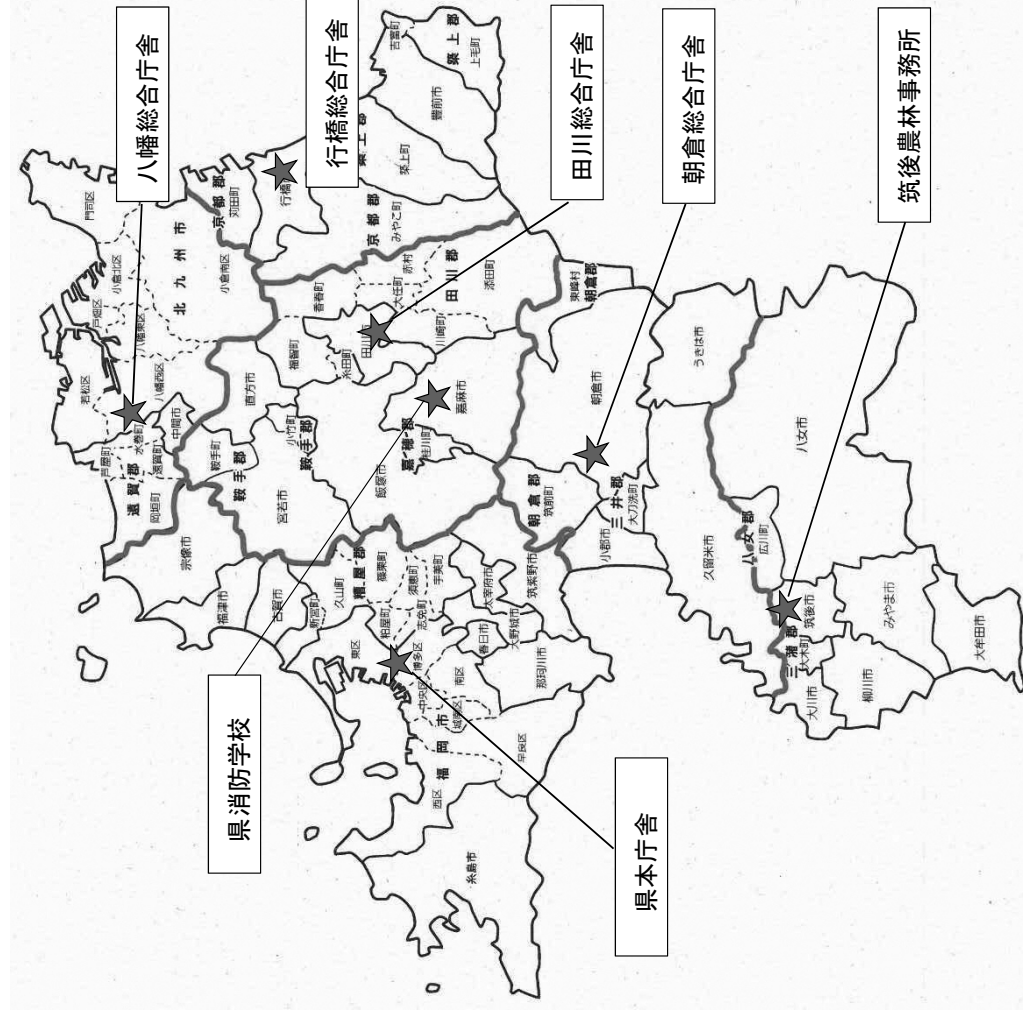
【表2-1】 監査対象機関（部局別）

部局名	機関名
総務部(1)	防災危機管理局
	田川保健福祉事務所、北筑後保健福祉環境事務所、京築保健福祉環境事務所
	福祉総務課
知事部局	農村森林整備課、福岡農林事務所、八幡農林事務所、飯塚農林事務所、筑後農林事務所
	農林水産部(5)
県土整備部(7)	道路維持課、河川管理課、砂防課、福岡県土整備事務所、久留米県土整備事務所、北九州県土整備事務所、飯塚県土整備事務所
教育委員会	総務企画課
警察本部	警備課
計	19機関

【表2-2】 監査対象物資及び監査対象機関（役割別）

監査対象物資の種別	監査対象機関名		
	所管機関名	(備蓄拠点名) 管理機関名	
災害救助用備蓄物資 (被災者用)	防災危機管理局、 福祉総務課	県消防学校 県本庁舎	防災危機管理局、福祉総務課
		八幡総合庁舎 行橋総合庁舎 田川総合庁舎 朝倉総合庁舎 筑後農林事務所	八幡農林事務所 京築保健福祉環境事務所 田川保健福祉事務所 北筑後保健福祉環境事務所 筑後農林事務所
災害対応職員用備蓄物資	(知事部局) 防災危機管理局	備蓄機関名(応急対策を実施する機関から選定)	
		農村森林整備課	
		福岡農林事務所	
		飯塚農林事務所	
		道路維持課	
		河川管理課	
		砂防課	
		福岡県土整備事務所	
		北九州県土整備事務所	
		久留米県土整備事務所	
飯塚県土整備事務所			
(教育委員会)総務企画課	—		
(警察本部)警備課	—		

【図1】県の備蓄拠点 7か所



4 監査の実施期間

令和3年10月28日（木）～令和3年11月30日（火）

5 監査の実施方法

表2-1に記載している19機関に監査調書や台帳等の提出を求めた上で、現地に赴き、備蓄物資の現物確認、管理状況の調査、関係者からのヒアリングを行った。

6 監査の着眼点

- (1) 物資の備蓄が適正に行われているか。
 - ア 福岡県備蓄基本計画等に基づく目標量が備蓄されているか。
 - イ 保管場所が適切に確保されているか。

- ア 保管場所は浸水や土砂災害のおそれがないところか。
 - イ 保管場所に損傷はないか。
 - ウ 保管場所は十分なスペースが確保されており、直ちに搬出できるよう整理整頓されているか。
- (3) 物資の管理が適切に行われているか。
- ア 数量管理のための台帳を作成しているか。
 - イ 台帳と在庫数量は一致しているか。
 - ウ 機能・品質点検を定期的に実施しているか。
 - エ 資機材の稼働に必要な燃料（電池等含む）等が直ちに使用できる状態にあるか。
- オ 水・食料について、有効期限切れ等で処分する場合、有効活用が行われているか。
- カ 物資の更新にあたっては、最新の情報を把握し、より利便性が高く効率の良いものへ更新しているか。

第2 監査結果及び意見

監査結果及び意見については、上記の監査の着眼点に沿ってとりまとめを行った。

1 物資の備蓄が適正に行われているか

(1) 備蓄の目的

本県では、福岡県地域防災計画に基づき福岡県備蓄基本計画（以下「備蓄計画」という。）を策定している。備蓄計画は、大規模災害時に、流通機能が麻痺し、発災から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かず、被災地ニーズの的確な把握が困難な状況が続くことを想定し、県民、自主防災組織等の各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的方向性を示している。県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、広域自治体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄の充実とともに、調達体制の整備を図ることとしている。

(2) 備蓄品目・数量

備蓄計画では、備蓄品目について、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄することとし、具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行うこととされている。また、令和2年度及び3年度には新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、非接触型体温計、消毒液等を新たに選定するなど、社会情勢を踏まえた備

蓄が図られている。

備蓄数量については、県内で想定される最大の避難者数（46,566人）をもとに必要量を見積もり、市町村備蓄量及び流通備蓄[※]量等を勘案の上、食料等の物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、目標量として現物で備蓄することとされている。

備蓄品目・数量について調査した結果は表3のとおりであり、概ね適切に備蓄されていたものの、3品目（トレーニングウェア、下着、パーテーション（屋根あり））について、目標量に達していなかった。このうち、トレーニングウェア及び下着の不足の理由については、保管スペースに余裕がないこと及び市町村からの需要も他の品目ほど高いことから、流通備蓄による対応を想定していることとあったが、トレーニングウェアについては流通備蓄による調達可能数を明確に確認できていなかった。

[※]流通備蓄…地方公共団体が、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を調達することをいう。

<意見>

① トレーニングウェア及び下着については、備蓄量が備蓄計画上の目標量の3分の1程度に留まっている。流通備蓄による対応を想定していることであるが、備蓄計画では、目標量を現物で備蓄することとされており、備蓄計画の見直しを含め、再検討が必要である。

[福祉総務課]

② 更衣室や授乳室等を確保するためのパーテーション（屋根あり）については、物資の一覧表と現物を照合した結果、備蓄計画上の目標量に満たない状態（2台不足）であったため、計画に基づき着実な備蓄に努められたい。

[防災危機管理局]

【表3】 備蓄状況（令和3年10月31日現在）

所管機関	品目	目標量	備蓄量	単位	備考
福祉総務課	ソフトパン	43,240	43,240	個	
	おかゆ	3,760	3,810	個	
	副食缶詰	47,000	47,016	缶	
	毛布	4,216	5,072	枚	目標量は日赤提供分を除いた数で算出
	タオル	13,906	14,000	枚	目標量は日赤提供分を除いた数で算出
	トレーニングウェア(上下)	15,667	4,700	組	約2/3不足。不足分は流通備蓄対応 (必要数未確保)
	下着(上下)	15,668	4,700	組	約2/3不足。不足分は流通備蓄対応 (必要数確保済)
	給水袋	15,667	15,700	枚	
	食器セット	15,667	15,789	セット	
	缶切り	-	3,000	個	
	紙おむつ(小児用)	5,502	6,700	枚	
	紙おむつ(大人用)	3,277	4,920	枚	
	尿取りパッド	8,194	8,260	個	
	生理用品	21,742	22,200	枚	
	簡易トイレ(便袋)	24,957	25,000	枚	
	フルージート	1,910	1,910	枚	目標量は日赤提供分を除いた数で算出
	防災危機管理局	仮設トイレ	60	63	台
簡易トイレ(大)		-	60	台	熊本地震に係る国からの支援物資のうち、熊本県が受け入れられなかったものを本県が無償で受け入れたもの。
簡易トイレ(小)		-	60	台	熊本地震に係る国からの支援物資のうち、熊本県が受け入れられなかったものを本県が無償で受け入れたもの。
発電機		60	60	台	
投光器		60	60	台	
エアテント		6	6	台	
パーテーション(屋根あり)		180	178	台	2台不足
パーテーション(屋根なし)		60	60	台	
段ボールベッド		60	60	台	
介護ベッド		-	2	台	熊本地震に係る国からの支援物資のうち、熊本県が受け入れられなかったものを本県が無償で受け入れたもの。
浄水器		1	1	台	
マスク		141,000	141,000	枚	
消毒液		1,900	1,900	リットル	
体温計(非接触型)		940	940	台	
タスター		22,400	22,400	枚	
使い捨て手袋		44,800	45,000	枚	
感染防護服		5,600	5,600	枚	
フェイスシールド	2,000	2,000	枚		

2 保管場所が適切に確保されているか

(1) 保管場所

大規模災害時には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、地域性等を勘案し防災危機管理局が選定した県内7か所（県本庁舎、県消防学校、八幡総合庁舎、行橋総合庁舎、田川総合庁舎、朝倉総合庁舎、筑後農林事務所）の備蓄拠点において分散備蓄を行っている。

備蓄拠点については、高潮、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮することが必要である。

行橋総合庁舎については、洪水浸水想定区域に該当していることから、浸水の被害を避けるため、物資を4階に保管しているところである。

(2) 管理体制

基本的に当該庁舎等に所在する機関を管理機関としているが、県消防学校については、保管場所の提供に留まるため、防災危機管理局及び福祉総務課が、それぞれ所管する物資について管理機関となっている。

また、「福岡県災害救助用備蓄物資管理要領」（以下「管理要領」という。）は、平時における備蓄物資の管理方法や発災時の対応について定めており、所管機関は、物資の調達、台帳の更新及び発災時の物資の搬出指示等を実施し、管理機関は、保管場所の鍵の管理及び発災時の物資搬出に係る現場対応など、補助的な役割を果たすこととされている。しかしながら、同管理要領において、福祉総務課所管物資の取り扱いについては詳細が定められているものの、防災危機管理局所管物資については発災時の具体的な搬出手続き等が明記されておらず、発災時に迅速な物資の搬出ができないおそれがある。

<意見>

防災危機管理局所管物資については、管理要領上、取り扱いが明記されていない。物資の日常の管理や発災時の搬出を円滑に行うためにも、要領の見直しを検討されたい。

[防災危機管理局]

(3) 保管状況

調査の結果、物資はいずれも施錠できる場所に保管されていた。しかしながら、通路に物資が詰め込まれている、積み重ねられた段ボール箱が荷崩れを起こしているなど、保管場所のスペースの不足や整理整頓が不十分な状況が見受けられた。また、全ての保管場所において配置図の作成がなされていたものの、一部実態と異なっているものがあった。さらに、箱に内容物の品目が表示されており、中身がわからないものもあり、発災時に円滑な搬出ができるか懸念される。

<意見>

- ① 一部の備蓄拠点において、保管スペースが不足しており、物資が詰め込まれ、奥に保管されているものは内容物の品目の確認すら困難な状況が見受けられた。また、消防学校を除く備蓄拠点において、整理整頓が不十分であった。発災時の搬出作業に支障を来すおそれがあることから、保管場所の変更も含め、保管スペースの確保に努められるとともに、カゴ台車、棚等の整備による整理整頓について検討されたい。

[防災危機管理局、福祉総務課]

【写真】



(県本庁舎)



(田川総合庁舎)



(筑後農林事務所)

- ② 防災危機管理局所管物資について、箱に品目の表示がないものが見受けられた。発災時に管理機関及び運送業者等が円滑に物資を搬出し、受取先においても物資の内容が容易に把握できるよう、所要の措置を講じられたい。
[防災危機管理局]
- ③ 防災危機管理局所管分について、配置図は作成されているものの、一部実態と異なっていた。発災時に迅速な対応を行うためにも、整合性を図るとともに、配置図を保管場所の入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。
[防災危機管理局]

3 物資の管理が適切に行われているか

(1) 台帳の整備状況

所管機関である福祉総務課においては、各備蓄拠点の品目ごとにその受払いがわかる台帳を作成し、更新していた。一方、防災危機管理局においては、全ての備蓄拠点の資機材を一覧表としてとりまとめ、更新していた。そのため、管理機関によっては、防災危機管理局の一覧表から自所属管理分の台帳を独自に作成しているところもあった。

防災危機管理局の一覧表で朝倉総合庁舎にだけ仮設トイレの備蓄がないことを確認したため、その旨、防災危機管理局に照会したところ、平成29年7月九州北部豪雨の際に、東峰村へ貸出した仮設トイレが返却されていないことが判明した。一覧表では受払いの経緯がわからないため、防災危機管理局は貸出しの状況を把握できていなかった。

<意見>

防災危機管理局においては、物資を台帳ではなく一覧表で管理しているが、一覧表の更新だけでは受払いの経緯が不明となり、今回の監査で判明した物資の所在不明事案が再び生じかねない。このため、福祉総務課と同様に、各備蓄拠点の品目ごとに、その受払いがわかる台帳を作成されたい。

[防災危機管理局]

(2) 物資の点検

防災危機管理局及び福祉総務課は、年1回物資の点検を行っており、管理機関は、年4回目視による物資の確認を行っている。

福祉総務課は、段ボールからサンプル的に物資を取り出し品質の確認を行い、防災危機管理局は、毎年数台ずつ発電機・投光器の動作確認を行っているが、備蓄拠点によっては、倉庫内の狭いスペースに大量の物資が詰め込まれ、倉庫の奥などに保管されているものは、点検が困難なものもあった。

多くの備蓄拠点の管理機関において、点検記録も作成されておらず、点検が形骸化しているおそれがある。

<意見>

① 紙おむつ及び尿取りパッドについて、備蓄後相当の年数が経過しているが、段ボールに梱包されているため品質の確認ができず、使用可能な状態か不明であった。使用期限は定められていないものの、適切に保管されている場合の品質保持期間を約3年と設定しているメーカーもあることから、定期的な品質点検と一定期間での更新を検討されたい。

[福祉総務課]

② 保管場所に十分なスペースがなく、点検が困難なものが見受けられた。品質点検を行う上でも、保管スペースの確保に努められたい。

[防災危機管理局、福祉総務課]

(3) 資機材の適切な管理

現在、備蓄している発電機の燃料となるガソリンは、福岡県石油商業組合との協定に基づき、近くのガソリンスタンドから直ちに調達することとしているが、大規模災害時に迅速かつ確実に調達可能か懸念されることである。

また、仮設トイレと、その付属品である手すり、簡易組み立て式個室、凝固剤、フィルムが一体として使用されるという認識がない管理機関があるため、災害時本体と付属品がセットで搬出されないおそれがある。

<意見>

① 現在、備蓄している発電機の燃料であるガソリンは危険物であり、現物備蓄が困難であることから、当該発電機の更新時には、カセットガスなど現物備蓄が容易な燃料で稼働するものへの変更を検討されたい。

[防災危機管理局]

② 仮設トイレと、その付属品4点は一体として使用するものであり、災害時にはセットで搬出する必要があることから、備蓄に当たってもそのことを十分踏まえるよう管理機関に周知徹底されたい。

[防災危機管理局]

(4) 有効期限がある物資の有効活用について

有効期限がある食料については、期限前に県庁内の各所属や市町村の希望に応じ配布するとともに、フードバンクへの提供も行っている。さらに余ったものは、県農林業総合試験場に家畜の餌として配布するなど有効活用が行われている。

(5) 物資の更新

備蓄物資は日々進化しており、より利便性が高く効率の良いものへの更新が望まれる。

福祉総務課は、缶入りソフトップパンから、空き缶ゴミが出ず、より保存期間が長いレトルトパウチソフトップパンへの更新を行っていた。

4 災害対応職員用の備蓄物資について

備蓄計画では、災害対応を行う職員を対象とした3日分以上の飲料水、食料、生活物資の備蓄に努めることとされており、福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領（以下「取扱要領」という。）を定めている。取扱要領に基づき、災害対応職員用の物資が適正に備蓄されているか監査を実施した。

物資の必要量は確保されていたが、取扱要領様式第1号の備蓄物資台帳を作成していない所属があった。

取扱要領第8により、関係所属長は備蓄物資の保管状況を総務部長に報告することとされており、年に1回、防災危機管理局が関係所属に照会している。照会の中で、台帳の提出を求めていることも、未作成の要因であると考えられる。さらには事務引継ぎがなされおらず、備蓄状況を把握できていない所属があった。

保存期間が長く、食べやすいソフトップパンなども市販されており、防災危機管理局においてはソフトップパンを備蓄しているが、取扱要領で「乾パン」と明記しているため、ほとんどの所属が乾パンを備蓄している。

また、市販の保存水の賞味期限は5年であるのに対して、取扱要領の別表で定められている水の有効期間は3年となっている。

取扱要領を定めてから相当の年数を経過しているが、見直しが行われていないため、現状と乖離しているところが見受けられた。

教育庁、警察本部における備蓄物資の取り扱いについては、取扱要領上、それぞれの定めるところによることとされているが、教育庁においては、その取り扱いを定めておらず、物資を備蓄しているのは2所属のみであった。

警察本部においては、災害時に出動する職員（即応部隊）用の物資を本部及び警察署で10日分備蓄している。

<意見>

- ① 福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領の見直しを検討し、関係所属に対し物資の適切な備蓄・管理について周知徹底されたい。
[防災危機管理局]
- ② 災害対策本部用備蓄物資の取り扱いについて検討し、災害対応職員用物資の備蓄に努められたい。

[教育庁総務企画課]

5 まとめ

近年、大規模な地震が全国で頻発しており、九州でも平成17年の福岡県西方沖地震や平成28年の熊本地震により甚大な被害が生じている。また、本県では、平成29年7月九州北部豪雨以降、5年連続で大雨災害が発生しており、これまでに上の備えが求められているところである。

今回、大規模災害発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材について、行政監査を行った結果、計画等に沿って、概ね適切に備蓄されていることが確認できた。

しかし、一部に物資の受払いを確認できる台帳が整備されていない、保管箱に品目が表示されていないなど改善を要する事項があったほか、物資の保管スペースの不足や整理整頓、教育委員会における災害対応職員用物資の備蓄など検討すべき課題も見受けられた。

県の関係機関においては、今回の監査結果を踏まえ、適切な物資の備蓄・管理を行われるよう期待する。

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の監査を保健医療介護部健康増進課等12機関について実施したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

※監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和2年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年5月26日～令和3年10月11日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名	監査実施日
病院事業	健康増進課 医療指導課	令和3年6月15日～令和3年6月17日
	下水道課	令和3年6月3日～令和3年6月4日 令和3年6月8日～令和3年6月11日 令和3年8月31日～令和3年10月11日
流域下水道事業	建築都市総務課	令和3年6月8日～令和3年6月11日
	流域下水道事務所	令和3年6月1日～令和3年6月2日
	南筑後県土整備事務所 直方県土整備事務所 八女県土整備事務所 北九州県土整備事務所	令和3年5月26日～令和3年5月27日
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企業局 管理課（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	令和3年6月22日～令和3年6月24日
	矢部川発電事務所（電気事業）	令和3年6月21日
	苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	令和3年6月18日

(2) 主な調査項目

ア 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況

イ 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
建築都市部下水道課 (流域下水道事業会計)	契 約	1	福岡県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守業務委託契約について、本県以外の地方公共団体又は国が発行した過去2年間の履行証明書により契約保証金を免除すべきところ、平成30年度に提出された履行証明書のコピーにより契約保証金を免除されていた。
計			1 件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部 (流域下水道事業会計)	工用地 補償	1	下水道空気弁補修点検工事において、予定価格算定のため徴した参考見積書について、一社の見積が県の指示と異なる積算を誤っており、修正させるべきところ、これを行わず予定価格を算出し、積算が過大となっていた。（1件：206,800円）
建築都市部 (流域下水道事業会計)	予 算	1	流域下水道事業会計では、令和2年度からの公営企業会計適用に伴い、企業債の元金償還金と利子償還金を別の款で予算措置しており、流用ができなくなったにもかかわらず、これを認識しておらず、第1款「資本的支出」第2項「企業償還金」において支出超過が生じた。（1件：4,589,032円）
計			2 件

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人福岡県国際交流センター等39団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

監査基準第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体：公益財団法人福岡県国際交流センター等39団体

(2) 監査対象期間：令和2年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

監査実施期間：令和3年9月28日～令和3年12月23日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公益財団法人 福岡県国際交流センター	令和3年9月28日～令和3年9月29日
	株式会社 久留米リサーチ・パーク	令和3年10月5日～令和3年10月7日
	公立大学法人 福岡女子大学	令和3年10月12日～令和3年10月14日
	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団	令和3年10月19日～令和3年10月21日
	公益財団法人 福岡県動物愛護センター	令和3年10月22日
	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター	令和3年10月26日～令和3年10月28日
	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	令和3年11月4日～令和3年11月5日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公立大学法人 福岡県立大学	令和3年11月9日～令和3年11月11日
	公益財団法人 飯塚研究開発機構	令和3年11月16日～令和3年11月17日
	公益財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	令和3年12月20日
	公益財団法人 福岡県人権啓発情報センター	令和3年12月21日
	公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	令和3年12月22日～令和3年12月23日
	公益社団法人 福岡県トラック協会	令和3年11月25日
	学校法人 九州中村高等学園 九州産業大学付属九州高等学校	令和3年11月30日
	学校法人 大牟田学園 大牟田高等学校	令和3年12月1日
	学校法人 大牟田学園 大牟田中学校	令和3年12月1日
	学校法人 西南女学院 西南女学院高等学校	令和3年12月2日
補 助 金 等 交 付 団 体	学校法人 西南女学院 西南女学院中学校	令和3年12月2日
	福岡県産和牛等学校給食利用推進 協議会	令和3年12月3日
	一般社団法人 福岡県タクシー協会	令和3年12月3日
	公益財団法人 九州交響楽団	令和3年12月6日
	公益社団法人 福岡県医師会	令和3年12月7日
	鷹正宗 株式会社	令和3年12月7日
	公益社団法人 福岡県物産振興会	令和3年12月8日
	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策 広域連絡協議会	令和3年12月8日
	福岡県中小企業団体中央会	令和3年12月9日
	特定非営利活動法人 ドックセラピージャパン	令和3年12月9日
花あふれるふくおか推進協議会	令和3年12月10日	

区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	北九州ヘルスケアサービス 株式会社	令和3年12月14日
	福岡県選手強化推進実行委員会	令和3年12月15日
	学校法人 高尾学園	令和3年12月15日
	宗教法人 明正寺 和光幼稚園	令和3年12月16日
	J R九州ファーストフーズ 株式会社	令和3年12月16日
	福岡県職業能力開発協会	令和3年12月17日
	公益社団法人 福岡県観光連盟	令和3年12月17日
	社会福祉法人 福岡コロニー	令和3年11月2日
	J R九州サービスサポート・岡崎 建工・日本施設協会共同企業体	令和3年11月18日
	九州林産 株式会社	令和3年11月19日
公の施設の指定管理者	にしてつグループ公園管理団体	令和3年11月24日

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

所管部署名	調査区分	説 明
人づくり・県民生活部	予算決算・資産管理	取得価額10万円以上の物品について、台帳に基づき、ラベルを貼付し実査による現物確認をすべきところ、行っていないかった。

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局 111 機関

(2) 監査対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年7月1日～令和3年8月3日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書	監査対象機関名	監査実施日
総務部	室	令和3年7月14日
行政経営	企画課（9課）	令和3年7月1日～令和3年7月30日
人財	人事課	
財務	政務課	
税務	生活課	
財産	活用課	
県民	情報課	
総務	厚生課	
防災危機	生保課	
防災危機	管理局防災企画課	
防災危機	管理局消防防災指導課	
企画・地域	振興部（10課）	令和3年7月1日～令和3年7月7日
総合	政策課	
広域	地域振興課	
市情	町村支策課	
調査	報告策計課	

<p>交通政策課 空港対策局空港政策課 空港対策局国際政策課 国際局地域課</p>	<p>人づくり・県民生活部 (9課) 社会活動推進課 文化振興推進課 男女共同参画推進課 生活安全全策課 私学振興・青少年育成局政策課 私学振興・青少年育成局私学振興課 私学振興・青少年育成局青少年育成課 スポーツ局スポーツ企画課 スポーツ局スポーツ振興課</p>	<p>令和3年7月21日～令和3年7月30日</p>
<p>保健医療介護部 (9課) 保健医療増進課 がん感染症疾病対策課 生活療育指導課 医療療育保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課</p>	<p>令和3年7月21日～令和3年7月30日</p>	
<p>福祉労働総務課 福祉支援課 子育て家庭福祉課 障がい・福祉課 保健局労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 労働局同和对策局調整課</p>	<p>令和3年7月8日～令和3年8月3日</p>	
<p>環境部 (6課) 環境政策課 環境保全推進課 循環型社会対策課 廃棄物対策課 監視環境課</p>	<p>令和3年7月8日～令和3年7月13日</p>	
<p>商工中小企業技術振興課 商工企業支援振興課 中小企業技術振興課 中小企業振興課 新産業保安課</p>	<p>令和3年7月8日～令和3年7月14日</p>	

高等学校 義務教育課	
特別支援教育課	
人権・同和教育課	
体育スポーツ健康課	
社会教育課	
人事委員会事務局	令和3年7月14日
監査委員事務局	令和3年7月28日
警察本部	令和3年7月14日～令和3年7月16日
労働委員会事務局	令和3年7月20日

※農林水産部園芸振興課の指摘事項については、平成28年度分まで調査を実施した。

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
人件費

ウ 報酬及び給料

（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
人づくり ・県民生活部 生活安全課	契 約	1	福岡県西総合庁舎原状復旧等工事の請負契約について、随意契約を行うにあたり、予定価格の取扱いに関して特別の配慮を要するところ、見積もり合わせを行う前に、全業者（5者）に対して予定価格を通知していた。
農林水産部 園芸振興課	契 約	3	園芸施設のハイブリット暖房システム平成28年度分保守点検業務（施設の稼働状況の確認、温度管理等）について、見積書の徴収や契約の締結など法令で規定されたところ、手続を経ずに履行させさせたと後に、他の修繕2件と合わせて実態と異なる部品交換を伴う修繕として契約し、支出していた。 また、当該支出のうち、保守点検費は「委託料」で、部品交換を伴わない修繕費は「その他役務費」で支出すべきところ、全て「その他需用費」で支出していた。
園芸施設 園芸振興課	契 約	3	園芸施設のハイブリット暖房システム令和元年度分修繕について、平成30年度に発注し、完了したにもかかわらず、令和元年度に発注し、完了したとして一連の契約に係る事務処理を行い、令和元年度予算で支出していた。 また、部品購入費、点検費、取替工事費及び諸経費として計上し、契約すべきところ、全て部品購入費として処理していた。 併せて、消費税及び地方消費税の額を8%で算出すべきところ、10%で算出していた。
園芸施設 園芸振興課	契 約	1	園芸施設のハイブリット暖房システム令和2年度分修繕について、部品購入費、取替工事費及び諸経費を計上して契約し、支出すべきところ、全て部品購入費として処理していた。
国土整備部 河川管理課	工 事	1	防災情報システム改良工事について、設計書に機器管理費を計上すべきところ、これを行わなかったため、積算過小となっていた。
計		5	5件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収 入	1	令和3年度自治医科大学医学部第1次試験 実施費用について、納付書の送付期限を考慮 して速やかに調定すべきところ、遅延してい た。
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未 済額が、前年度に比べて377,700円減少して いるものの、依然として多額である。
教育庁 教育振興部	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済 額が、前年度に比べて59,092,513円減少して いるものの、依然として多額である。
計			3件

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年5月31日～令和3年6月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和3年5月31日～令和3年6月28日
朝倉農林事務所	令和3年6月11日～令和3年6月28日
八幡農林事務所	令和3年5月31日～令和3年6月29日
飯塚農林事務所	令和3年6月11日～令和3年6月30日
筑後農林事務所	令和3年5月31日～令和3年6月29日
行橋農林事務所	令和3年6月11日～令和3年6月30日
農林業総合試験場	令和3年6月11日～令和3年6月30日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和3年6月11日～令和3年6月29日
農林業総合試験場豊前分場	令和3年5月31日～令和3年6月29日
農林業総合試験場筑後分場	令和3年5月31日～令和3年6月3日
農林業総合試験場八女分場	令和3年5月31日～令和3年6月3日
農業大学校	令和3年5月31日～令和3年6月30日
中央家畜保健衛生所	令和3年5月31日～令和3年6月3日

監査対象機関名	監査実施日
北部家畜保健衛生所	令和3年5月31日～令和3年6月30日
両筑家畜保健衛生所	令和3年6月11日～令和3年6月30日
筑後家畜保健衛生所	令和3年6月11日～令和3年6月28日
筑後川水系農地開発事務所	令和3年5月31日～令和3年6月28日
水産海洋技術センター	令和3年6月11日～令和3年6月30日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和3年5月31日～令和3年6月28日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和3年5月31日～令和3年6月28日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和3年5月31日～令和3年6月3日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報酬費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
農林業総合試験場 八女分場	収入	1	試験研究費受託金について、契約締結後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	収入	1	直接収納した現金について、合計金額が1万円に達した場合は遅滞なく金融機関に払い込まなければならぬところ、月の途中で達したにも関わらず、月の末日までの金額をとりまとめ払い込んでいた。
		1	ため池工事について、建設機械（質量20t以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。
	工事	1	ため池工事について、鉄筋加工組立の単価を、施工規模10t以上で算出すべきところ、10t未満で積算していた。また、現地で発生する鉄くずの引き取り費用についても設計図書に計上していなかったため、積算が過大となっていた。
		1	水路の護岸工事について、建設機械（質量20t以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行っていないかつた。また、残土の運搬距離についても誤っていたため、積算が過小となっていた。
計			4件

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関36機関

(2) 監査対象期間：令和2年9月1日～令和3年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年10月1日～令和3年11月19日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部	アジア文化交流センター	令和3年10月5日～令和3年10月6日
	女性相談所	令和3年11月4日～令和3年11月5日
	消費生活センター	令和3年10月19日
	筑紫保健福祉環境事務所	令和3年11月10日～令和3年11月12日
	粕屋保健福祉事務所	令和3年11月10日～令和3年11月12日
	糸島保健福祉事務所	令和3年10月5日～令和3年10月6日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和3年10月20日～令和3年10月22日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和3年10月26日～令和3年10月28日
	田川保健福祉事務所	令和3年10月12日～令和3年10月15日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和3年10月1日
保健医療介護部	南筑後保健福祉環境事務所	令和3年10月7日～令和3年10月8日
	京築保健福祉環境事務所	令和3年11月16日～令和3年11月18日

保健医療 介護部	保健環境研究所	令和3年11月4日～令和3年11月5日
	精神保健福祉センター	令和3年10月19日
福祉労働部	食肉衛生検査所	令和3年10月29日
	福岡児童相談所	令和3年10月21日～令和3年10月22日
	久留米児童相談所	令和3年11月4日～令和3年11月5日
	田川児童相談所	令和3年10月7日～令和3年10月8日
	大牟田児童相談所	令和3年10月5日～令和3年10月6日
	宗像児童相談所	令和3年10月19日～令和3年10月20日
	京築児童相談所	令和3年11月1日～令和3年11月2日
	福岡学園	令和3年11月18日～令和3年11月19日
	障がい者更生相談所	令和3年11月9日
	こども療育センター新光園	令和3年11月16日～令和3年11月17日
	福岡労働者支援事務所	令和3年11月9日
	北九州労働者支援事務所	令和3年10月29日
	筑後労働者支援事務所	令和3年11月9日
	筑豊労働者支援事務所	令和3年10月29日
	福岡高等技術専門校	令和3年10月14日～令和3年10月15日
	戸畑高等技術専門校	令和3年10月12日～令和3年10月13日
小竹高等技術専門校	令和3年10月1日	
久留米高等技術専門校	令和3年11月18日～令和3年11月19日	
大牟田高等技術専門校	令和3年10月1日	
田川高等技術専門校	令和3年10月7日～令和3年10月8日	
小倉高等技術専門校	令和3年10月26日～令和3年10月27日	
福岡障害者職業能力開発校	令和3年10月28日～令和3年10月29日	

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証券収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	収入	1	領収証紙により徴収した狂犬病予防注射手数料について、消印により領収証紙納付書の紙面と証紙の彩紋とにかけて消すべきところ、消印が漏れていた。
	支出	1	生活保護費（生業扶助）のうち高等学校等就学費について、3月に入学準備金と定期代の支給を行っていたところ、誤って5月にも支給したため、支給過大となっていた。
		1	生活保護費の収入認定に当たり、1年間分を一括して受領した自治会に係る手当について、就労収入として認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。
福祉労働部 こども療育センター 新光園	支出	1	特別職非常勤職員の報酬について、令和3年4月、5月及び6月の勤務実績に基づいて、それぞれ翌月の10日（10日が日曜日、土曜日又は休日（以下「休日等」という。）に当たるとは、直近の休日等ではない日）に支給すべきところ、まとめて令和3年7月28日に支給していた。
計			4件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収入	1	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
	支出	1	生活保護費（生業扶助）について、令和3年1月から3月までの間の高等学校等就学費を認定すべきところ、生活保護電算システムへの入力を誤り、支給不足が生じていた。
	支出	1	里親委託費（扶助費）のうち防災対策費について、委託児童が使用する寝袋代を支給すべきところ、これを支給していなかった。また、防災ラジオ代及びLEDテープライト代について、支給額を誤っていた。
計			3件

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等41機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関41機関

(2) 監査対象期間：令和2年9月1日～令和3年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに着目して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年11月25日～令和3年12月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	令和3年12月2日
警察学校	令和3年12月6日
交通機動隊	令和3年12月6日
高速度道路交通警察隊	令和3年12月3日
第一機動隊	令和3年12月22日
第二機動隊	令和3年12月22日
中央警察署	令和3年12月7日～令和3年12月8日
博多警察署	令和3年12月7日～令和3年12月8日
東警察署	令和3年12月9日～令和3年12月10日
南警察署	令和3年12月9日～令和3年12月10日
早良警察署	令和3年12月9日～令和3年12月10日
西警察署	令和3年12月7日～令和3年12月8日
粕屋警察署	令和3年12月14日～令和3年12月15日
春日警察署	令和3年12月14日～令和3年12月15日
筑紫野警察署	令和3年12月3日

監査対象機関名	監査実施日
糸島警察署	令和3年12月6日
宗像警察署	令和3年12月6日
朝倉警察署	令和3年12月6日
博多臨港警察署	令和3年12月3日
福岡空港警察署	令和3年12月6日
小倉北警察署	令和3年11月30日～令和3年12月1日
小倉南警察署	令和3年11月25日～令和3年11月26日
八幡東警察署	令和3年11月25日
八幡西警察署	令和3年11月25日～令和3年11月26日
折尾警察署	令和3年11月30日～令和3年12月1日
若松警察署	令和3年11月26日
戸畑警察署	令和3年12月6日
門司警察署	令和3年11月30日～令和3年12月1日
行橋警察署	令和3年12月2日
豊前警察署	令和3年12月2日
飯塚警察署	令和3年12月16日～令和3年12月17日
嘉麻警察署	令和3年12月17日
直方警察署	令和3年12月16日
田川警察署	令和3年12月16日～令和3年12月17日
久留米警察署	令和3年12月14日～令和3年12月15日
小郡警察署	令和3年12月6日
うきは警察署	令和3年12月6日
筑後警察署	令和3年12月21日
八女警察署	令和3年12月6日
柳川警察署	令和3年12月21日
大牟田警察署	令和3年12月21日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	件数	説明
支出	1	捜査報償費のうち照会事項回答手数料について、請求日から15日以内に支払うべきところ、支払が遅延していた。
計		1件

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部及び建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関13機関

(2) 監査対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年5月19日～令和3年6月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和3年6月7日～令和3年6月29日
久留米県土整備事務所	令和3年5月24日～令和3年6月30日
南筑後県土整備事務所	令和3年5月26日～令和3年6月28日
直方県土整備事務所	令和3年5月28日～令和3年6月29日
京築県土整備事務所	令和3年6月15日～令和3年6月29日
朝倉県土整備事務所	令和3年6月9日～令和3年6月29日
八女県土整備事務所	令和3年6月3日～令和3年6月30日
北九州県土整備事務所	令和3年5月19日～令和3年6月30日
田川県土整備事務所	令和3年6月17日～令和3年6月30日
飯塚県土整備事務所	令和3年6月11日～令和3年6月28日
那珂珂県土整備事務所	令和3年6月1日～令和3年6月28日
苅田港務所	令和3年5月21日～令和3年6月28日
流域下水道事務所	令和3年6月1日～令和3年6月28日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
那珂県土整備事務所	契約	1	用地測量業務委託契約について、過去2年間の履行歴により契約保証金を免除しようとする場合、種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の履行歴を確認し免除すべきところ、「規模をほぼ同じくする」とは認められない1件を含む履行歴により免除していた。
福岡県土整備事務所	工事	1	公園施設改修工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「床下カビ除去」工事については、これらを書面で示さないまま見積書を徴収し、内容確認もせず計上していた。

飯塚県土整備事務所	工事	1	橋梁下部工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「伐採・運搬」工事については、これらを書面で示さないうまま見積書を徴収し、内容確認もせず計上していた。
計		3	3件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	契約	1	橋梁詳細設計業務委託契約について、当該契約とは関係のない業務は、別途、新たに契約すべきところ、契約変更で業務を委託していた。
計		1	1件

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等27機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関 27 機関

(2) 監査対象期間：令和2年9月1日～令和3年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年11月16日～令和3年12月17日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
公文書館	令和3年12月10日
職員研修所	令和3年11月24日
博多県税事務所	令和3年12月7日～令和3年12月9日
東福岡県税事務所	令和3年12月7日～令和3年12月9日
西福岡県税事務所	令和3年11月30日～令和3年12月2日
筑紫県税事務所	令和3年11月24日～令和3年11月26日
北九州東県税事務所	令和3年11月16日～令和3年11月18日
北九州西県税事務所	令和3年11月24日～令和3年11月26日
田川県税事務所	令和3年12月3日
飯塚・直方県税事務所	令和3年11月30日～令和3年12月2日
久留米県税事務所	令和3年11月16日～令和3年11月18日
大牟田県税事務所	令和3年11月24日
筑後県税事務所	令和3年11月19日
行橋県税事務所	令和3年11月19日
消防学校	令和3年11月30日～令和3年12月1日
東京事務所	令和3年12月15日～令和3年12月16日
パースポーターセンター	令和3年12月16日～令和3年12月17日

商 工 部	福岡中小企業振興事務所	令和3年12月10日
	久留米中小企業振興事務所	令和3年12月16日
	北九州中小企業振興事務所	令和3年12月10日
	飯塚中小企業振興事務所	令和3年12月8日
	計 量 検 定 所	令和3年12月9日
	大 阪 事 務 所	令和3年12月10日
	工 業 技 術 セ ン タ ー	令和3年12月14日 ～ 令和3年12月15日
	工業技術センター生物食品研究所	令和3年12月3日
	工業技術センターインテリア研究所	令和3年12月10日
	工業技術センター機械電子研究所	令和3年12月14日 ～ 令和3年12月15日

(2) 主な調査項目

- ア 収入
 使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出
 報酬費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費
 報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、通勤手当の認定及び支給の状況
- エ 契約
 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産
 土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
 取得、管理及び処分状況
- キ 県税
 個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
 指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
総務部 東福岡県税事務所	収入	1	法人県民税について、税額算定の基礎数値を誤って入力し、納付されていた当該税を還付した。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 該当なし

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関

(2) 監査対象期間：令和2年9月1日～令和3年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年10月1日～令和3年11月12日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	令和3年10月5日～令和3年10月7日
北九州教育事務所	令和3年10月5日～令和3年10月6日
北筑後教育事務所	令和3年10月7日～令和3年10月8日
南筑後教育事務所	令和3年10月26日～令和3年10月27日
筑豊教育事務所	令和3年10月28日～令和3年10月29日
京築教育事務所	令和3年10月26日～令和3年10月27日
教育センター	令和3年11月11日
体育研究所	令和3年11月11日
美術館	令和3年11月2日
図書館	令和3年11月11日
社会教育総合センター	令和3年10月1日
英彦山青年の家	令和3年11月11日
少年自然の家「玄海の家」	令和3年11月11日

九州歴史資料館	令和3年11月12日
青豊高等学校	令和3年10月22日
築上西高等学校	令和3年10月22日
育徳館高等学校	令和3年10月22日
苅田工業高等学校	令和3年10月22日
京都高等学校	令和3年11月12日
行橋高等学校	令和3年11月12日
門司学園高等学校	令和3年10月22日
門司大翔館高等学校	令和3年10月22日
小倉南高等学校	令和3年10月22日
小倉商業高等学校	令和3年10月22日
小倉高等学校	令和3年10月22日
小倉工業高等学校	令和3年10月22日
小倉西高等学校	令和3年10月13日
北九州高等学校	令和3年10月22日
小倉東高等学校	令和3年10月22日
戸畑高等学校	令和3年10月14日
ひびき高等学校	令和3年10月15日
戸畑工業高等学校	令和3年10月22日
若松高等学校	令和3年10月22日
若松商業高等学校	令和3年10月22日
八幡高等学校	令和3年11月12日
八幡中央高等学校	令和3年11月12日
八幡工業高等学校	令和3年11月12日
八幡南高等学校	令和3年11月12日
北筑高等学校	令和3年11月12日
東筑高等学校	令和3年11月12日
折尾高等学校	令和3年10月14日
中間高等学校	令和3年10月13日
遠賀高等学校	令和3年11月2日
宗像高等学校	令和3年11月11日
光陵高等学校	令和3年10月1日
水産高等学校	令和3年11月11日
玄界高等学校	令和3年11月11日
新宮高等学校	令和3年11月11日
福岡魁誠高等学校	令和3年11月11日
須恵高等学校	令和3年10月12日
宇美商業高等学校	令和3年11月11日
香住丘高等学校	令和3年11月2日
香椎高等学校	令和3年11月2日

香椎工業高等学校	令和3年11月12日
博多青松高等学校	令和3年10月13日
福岡高等学校	令和3年11月11日
筑紫丘高等学校	令和3年10月14日
柏陵高等学校	令和3年10月15日
福岡中央高等学校	令和3年10月15日
城南高等学校	令和3年11月2日
修猷館高等学校	令和3年11月2日
福岡工業高等学校	令和3年11月2日
福岡講倫館高等学校	令和3年11月2日
早良高等学校	令和3年10月5日
玄洋高等学校	令和3年11月2日
筑前高等学校	令和3年10月7日
春日高等学校	令和3年11月12日
太宰府高等学校	令和3年11月12日
福岡農業高等学校	令和3年10月12日
筑紫中央高等学校	令和3年11月12日
武蔵台高等学校	令和3年11月12日
筑紫高等学校	令和3年11月12日
糸島高等学校	令和3年10月6日
糸島農業高等学校	令和3年11月2日
小郡高等学校	令和3年11月10日
三井高等学校	令和3年10月22日
久留米筑水高等学校	令和3年11月9日
明善高等学校	令和3年11月9日
久留米高等学校	令和3年11月10日
三潞高等学校	令和3年10月22日
大川樟風高等学校	令和3年11月2日
伝習館高等学校	令和3年11月2日
山門高等学校	令和3年10月19日
三池池高等学校	令和3年11月2日
三池工業高等学校	令和3年10月19日
大牟田北高等学校	令和3年11月2日
ありあけ新世高等学校	令和3年11月2日
八女高等学校	令和3年11月2日
八女工業高等学校	令和3年11月2日
福島高等学校	令和3年11月2日
八女農業高等学校	令和3年11月2日
浮羽工業高等学校	令和3年10月22日
浮羽究真館高等学校	令和3年10月20日

朝倉高等学校	令和3年10月22日
朝倉東高等学校	令和3年10月22日
朝倉光陽高等学校	令和3年10月20日
田川高等学校	令和3年11月11日
東鷹高等学校	令和3年11月11日
田川科学技术高等学校	令和3年11月11日
西田川高等学校	令和3年11月11日
稲築志耕館高等学校	令和3年11月11日
嘉穂高等学校	令和3年11月9日
嘉穂東高等学校	令和3年11月11日
嘉穂総合高等学校	令和3年11月11日
鞍手高等学校	令和3年11月11日
直方高等学校	令和3年11月11日
筑豊高等学校	令和3年11月12日
鞍手竜徳高等学校	令和3年10月12日
築城特別支援学校	令和3年10月22日
小倉聴覚特別支援学校	令和3年10月26日～令和3年10月27日
北九州視覚特別支援学校	令和3年10月28日～令和3年10月29日
特別支援学校「北九州高等学園」	令和3年11月12日
古賀特別支援学校	令和3年11月2日
福岡特別支援学校	令和3年11月12日
福岡聴覚特別支援学校	令和3年11月12日
福岡高等聴覚特別支援学校	令和3年11月12日
太宰府特別支援学校	令和3年11月12日
福岡視覚特別支援学校	令和3年10月19日～令和3年10月20日
福岡高等視覚特別支援学校	令和3年10月28日～令和3年10月29日
特別支援学校「福岡高等学園」	令和3年11月12日
小郡特別支援学校	令和3年11月4日～令和3年11月5日
久留米聴覚特別支援学校	令和3年11月2日
田主丸特別支援学校	令和3年10月22日
柳河特別支援学校	令和3年11月2日
筑後特別支援学校	令和3年11月4日～令和3年11月5日
川崎特別支援学校	令和3年11月11日
嘉穂特別支援学校	令和3年11月11日
直方特別支援学校	令和3年11月12日
育徳館中学校	令和3年10月22日
門司学園中学校	令和3年10月22日
宗像中学校	令和3年11月11日
嘉穂高等学校附属中学校	令和3年11月10日
輝翔館中等教育学校	令和3年11月2日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、生産物売払収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況（教育事務所においては、小・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を女性相談所等11機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関11機関

(2) 監査対象期間：令和3年1月1日～令和3年7月30日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年7月13日～令和3年7月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
県人 民生活 部	女性相談所	令和3年1月1日から 令和3年7月27日まで	令和3年7月27日
	糸島保健福祉事務所	令和3年1月1日から 令和3年7月20日まで	令和3年7月20日
保健医療 介護部	北筑後教育事務所	令和3年1月1日から 令和3年7月21日まで	令和3年7月21日
	図書館	令和3年1月1日から 令和3年7月28日まで	令和3年7月28日
教育委員会	戸畑工業高等学校	令和3年1月1日から 令和3年7月15日まで	令和3年7月15日
	宗像高等学校	令和3年1月1日から 令和3年7月30日まで	令和3年7月30日
	福岡農業高等学校	令和3年1月1日から 令和3年7月13日まで	令和3年7月13日
	小郡高等学校	令和3年1月1日から 令和3年7月14日まで	令和3年7月14日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
教育委員会	明善高等学校	令和3年1月1日から 令和3年7月16日まで	令和3年7月16日
	浮羽工業高等学校	令和3年1月1日から 令和3年7月29日まで	令和3年7月29日
	宗像中学校	令和3年1月1日から 令和3年7月30日まで	令和3年7月30日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
を筑紫県税事務所等17機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、企業局、行政委員会（会）事務局及び警察本部関係機関17機関

(2) 監査対象期間：令和3年4月1日～令和3年10月29日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年10月1日～令和3年10月29日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	筑紫県税事務所	令和3年4月1日から 令和3年10月20日まで	令和3年10月20日
	北九州東県税事務所	令和3年4月1日から 令和3年10月15日まで	令和3年10月15日
	飯塚・直方県税事務所	令和3年4月1日から 令和3年10月19日まで	令和3年10月19日
商工部	久留米中小企業振興事務所	令和3年4月1日から 令和3年10月21日まで	令和3年10月21日
	工業技術センターインテリア研究所	令和3年4月1日から 令和3年10月22日まで	令和3年10月22日
企業局	会計管理局	令和3年4月1日から 令和3年10月28日まで	令和3年10月28日
	管理課	令和3年4月1日から 令和3年10月27日まで	令和3年10月27日
監査委員事務局		令和3年4月1日から 令和3年10月26日まで	令和3年10月26日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	第一機動隊	令和3年4月1日から 令和3年10月13日まで	令和3年10月13日
	博多警察署	令和3年4月1日から 令和3年10月1日まで	令和3年10月1日
	南警察署	令和3年4月1日から 令和3年10月6日まで	令和3年10月6日
	宗像警察署	令和3年4月1日から 令和3年10月8日まで	令和3年10月8日
	博多臨港警察署	令和3年4月1日から 令和3年10月14日まで	令和3年10月14日
	小倉南警察署	令和3年4月1日から 令和3年10月5日まで	令和3年10月5日
	八幡東警察署	令和3年4月1日から 令和3年10月12日まで	令和3年10月12日
	門司警察署	令和3年4月1日から 令和3年10月7日まで	令和3年10月7日
	労働委員会事務局	令和3年4月1日から 令和3年10月29日まで	令和3年10月29日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を総務事務厚生課等38機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の38機関

(2) 監査対象期間：令和3年5月1日～令和3年12月22日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年11月2日～令和3年12月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	総務事務厚生課	令和3年5月1日から 令和3年11月2日まで	令和3年11月2日
	交通政策課	令和3年5月1日から 令和3年11月9日まで	令和3年11月9日
県民生活部	社会活動推進課	令和3年5月1日から 令和3年11月4日まで	令和3年11月4日
	生活安全課	令和3年5月1日から 令和3年11月16日まで	令和3年11月16日
	私学振興・青少年育成局 青少年育成課	令和3年6月1日から 令和3年12月16日まで	令和3年12月16日
	スポーツ局スポーツ企画課	令和3年6月1日から 令和3年12月21日まで	令和3年12月21日
	スポーツ局スポーツ振興課	令和3年6月1日から 令和3年12月21日まで	令和3年12月21日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
保健医療介護部	医療指導課	令和3年5月1日から 令和3年11月5日まで	令和3年11月5日
	高齢者地域包括ケア推進課	令和3年5月1日から 令和3年11月10日まで	令和3年11月10日
	介護保険課	令和3年5月1日から 令和3年11月17日まで	令和3年11月17日
	福祉総務課	令和3年5月1日から 令和3年11月9日まで	令和3年11月9日
福祉労働部	労働局職業能力開発課	令和3年6月1日から 令和3年12月17日まで	令和3年12月17日
	福岡学園	令和3年6月1日から 令和3年12月14日まで	令和3年12月14日
	小竹高等技術専門学校	令和3年5月1日から 令和3年11月26日まで	令和3年11月26日
	環境政策課	令和3年6月1日から 令和3年12月22日まで	令和3年12月22日
商工部	中小企業振興課	令和3年5月1日から 令和3年11月10日まで	令和3年11月10日
	工業保安課	令和3年6月1日から 令和3年12月16日まで	令和3年12月16日
農林水産部	農林水産政策課	令和3年5月1日から 令和3年11月5日まで	令和3年11月5日
	園芸振興課	令和3年5月1日から 令和3年11月11日まで	令和3年11月11日
	農林業総合試験場 資源活用研究センター	令和3年5月1日から 令和3年11月25日まで	令和3年11月25日
	筑後川水系農地開発事務所	令和3年5月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年11月30日
県土整備部	河川整備備課	令和3年5月1日から 令和3年11月18日まで	令和3年11月18日
	水資源対策課	令和3年5月1日から 令和3年11月11日まで	令和3年11月11日
	直方県土整備事務所	令和3年6月1日から 令和3年12月20日まで	令和3年12月20日
	飯塚県土整備事務所	令和3年6月1日から 令和3年12月10日まで	令和3年12月10日
建築都市部	都市計画課	令和3年5月1日から 令和3年11月18日まで	令和3年11月18日
	建築指導課	令和3年5月1日から 令和3年11月16日まで	令和3年11月16日
	住宅計画課	令和3年6月1日から 令和3年12月17日まで	令和3年12月17日
	県営住宅課	令和3年5月1日から 令和3年11月17日まで	令和3年11月17日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
教育庁	高等学校 課	令和3年6月1日から 令和3年12月15日まで	令和3年12月15日
	人権・同和教育 課	令和3年6月1日から 令和3年12月15日まで	令和3年12月15日
警察本部	被害者支援・相談 課	令和3年6月1日から 令和3年12月6日まで	令和3年12月6日
	会計 課	令和3年6月1日から 令和3年12月8日まで	令和3年12月6日 ～ 令和3年12月8日
	警務 課	令和3年6月1日から 令和3年12月6日まで	令和3年12月6日
	生活保安 課	令和3年6月1日から 令和3年12月7日まで	令和3年12月7日
	暴力団犯罪捜査 課	令和3年6月1日から 令和3年12月7日まで	令和3年12月7日
	交通企画 課	令和3年6月1日から 令和3年12月8日まで	令和3年12月8日
	公安第三 課	令和3年6月1日から 令和3年12月8日まで	令和3年12月8日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
県営住宅課	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
建築都市部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
計			2件

公安委員会

福岡県公安委員会告示第48号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和4年3月4日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和4年4月11日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和4年4月12日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和4年4月18日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	福岡市城南区田島6丁目12番26号 福岡県自動車学校	普通、大型二輪、普通二輪及び普通第二種免許
令和4年4月19日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで			大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和4年4月1日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和4年3月31日（木曜日）ま

での消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所 在 地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892